

総企第 号
平成 25 年 月 日

各局区長

市 長

平成 26 年度に向けた市政取組方針について（通達）

I はじめに

福岡市は、本年 5 月に人口 150 万人を突破した。全国的には人口減少が進む中で人口が増加し続けていることは、福岡市が住みたいまち、働きたいまちとして評価されている証であり、高齢者福祉や子育て支援の充実、都市基盤の整備、都市の活力向上など、これまで取り組んできたまちづくりの成果の表れである。

また、国における積極的な成長戦略の推進により、日本経済にも明るい兆しが見え始めたところであるが、福岡市においても、景気回復・雇用情勢の改善に向けた道筋をしっかりとつくり、日本経済再生の一翼を担っていくことが重要である。

一方で、少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の変化の中で、地域では児童虐待や孤独死、災害時要援護者への対応などが大きな課題となっており、社会保障のあり方も含め、市民生活の不安を解消していくことが必要である。

福岡市においては、昨年 12 月に長期的にめざす都市像を示す「基本構想」と、都市像の実現に向け、まちづくりの目標や施策を総合的・体系的に示す「基本計画」、さらに本年 6 月には具体的に取り組む事業を示した「実施計画」を策定し、これにより将来のまちづくりの設計図である「福岡市総合計画」が完成したところである。平成 26 年度に向けては、新しい総合計画に沿った施策・事業を着実に進め、生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出し、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざし、新しい時代の都市づくりにチャレンジしていく。

また、限られた経営資源を有効に活用し、効果的・効率的な事業展開を図るため、施策・事業のさらなる選択と集中を行うとともに、行政運営の仕組み・手法等の見直しを積極的に進めるなど、全市一丸となって行財政改革に取り組んでいく。

各局区長は、本通達の趣旨を十分に踏まえ、創意、工夫、責任を持って組織編成・予算編成にあたることとされたい。

Ⅱ 平成26年度に向けた市政取組の考え方

1 政策推進について

平成26年度は、新たな総合計画の2年目であり、計画に基づく取組みを積極的に具体化し、着実に実践していく必要がある。

各局・区においては、政策推進プランに掲げる4つの「重点分野」の推進に注力するとともに、3つの「事業構築の視点」に基づき、施策・事業を構築し、推進していくものとする。

また、総合計画の完成に伴い、平成25年度から新たに導入した施策評価の結果をはじめ、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえ、福岡市の将来にとって必要な取組みについては、効果的に充実・強化を図り、積極的かつ着実に推進していくものとする。

平成26年度に取組みを強化すべき施策については、政策推進プランの123事業分野の中から選定し、総務企画局長から別途通知させる。

【事業構築の視点】

視点1：挑む

～変化等に柔軟に対応し、新たな発想と手法で挑戦し、スピード感をもって実践する

- ・ 市民ニーズや社会経済情勢の変化等に柔軟に対応し、従来の仕組みや手法を大胆に見直すなど、新たな発想と手法をもって挑戦する。
- ・ 施策の検討・構築から意思決定までのプロセスを迅速化し、まず実験的・モデル的取組みを進めるなど、創意工夫をこらし、スピード感をもって実践する。

視点2：繋げる

～市民・地域・NPO・企業など、多様な主体の力を引き出し、連携・共働を進める

- ・ 民間の知恵やノウハウの導入を進めるなど、民間の力を積極的に活かす。
- ・ 女性や高齢者、外国人などを含めた多様な人材、地域、NPO、企業、大学など、多様な主体の取組みを支援・促進し、連携・共働を進める。
- ・ 広域的視点から、効果的・効率的に共通課題に対応し、住民サービスの維持向上や国際競争力の強化を図るため、福岡都市圏や九州との連携・協力を進める。

視点3：活かす

～社会資本や自然・歴史・文化など、福岡の資源や魅力を磨き、最大限に活用する

- ・ これまでに蓄積されてきた社会資本や都市機能、歴史と伝統文化、祭りや食、豊かな自然など、福岡の資源や魅力を掘り起こし、磨きをかけ、最大限に活用する。
- ・ 「既にあるものを活かす」観点から、アセットマネジメント（計画的な補修管理による施設の長寿命化）を推進するとともに、多用途化や転用に努めるなど、施設の有効活用を図る。

＜政策推進プラン＞

【重点分野（重点化の考え方）】

①見守り，支え合う，強い絆の地域づくり

- ・ 児童虐待や孤独死，災害時の要援護者への対応など地域の問題が深刻さを増す一方，福岡市は，単独世帯や共同住宅の多さなど地域の繋がりが希薄化しやすい都市特性を有している。地域コミュニティ活動などの市民の主体的な活動を支援促進するとともに，これを支える場や仕組み，福祉サービスの再構築を図るなど，誰もが住みなれた地域で安心して健やかに暮らしていける，見守り，支え合う，強い絆の地域づくりを強力に進める。
- ・ また，就業や起業，地域活動への貢献など，生涯にわたって健康で元気に活動できる「アクティブエイジング」による生涯現役社会の実現をめざし，疾病や介護予防など心身の健康づくりに取り組む。

②次代を担う子ども，グローバル人材の育成

- ・ 待機児童の早期解消をめざし保育所整備をさらに進めるなど，安心して子どもを生み育てられる，女性が働きやすく活躍できる環境づくりを進める。
- ・ また，さまざまな体験・活動の場や機会を創るなど，社会性や公共心を持ち，心豊かでたくましい，国際性豊かな子どもの育成を図るとともに，大学や専門学校等の集積を活かしながらコミュニケーション能力や創造性を高めるなど，世界で活躍できる多様な人材の育成を図る。

③福岡の成長を牽引する観光・MICE，都心部機能強化の推進

- ・ 外航クルーズ船の寄港やコンベンション需要の増加なども活かしながら，歴史・文化・食など福岡市の資源や魅力を掘り起こし，磨きをかけるとともに，ブランド化による積極的なプロモーションを行うなど，戦略的な観光・集客，さらなるMICE誘致を積極的に推進する。
- ・ また，民間活力を引き出しながら，都市の活力を牽引する都心部の機能・魅力の向上を図るとともに，多くの来街者を都心部全体に波及させるアクセス性や回遊性を高めるなど，国際競争力のある都心づくりを進める。

④人と企業を呼び込むスタートアップ都市づくり

- ・ 地場産業の経営革新を支援するとともに，ゲームをはじめとするデジタルコンテンツやファッション，映画，音楽などのクリエイティブ産業の集積，大学や研究機関から生み出される研究成果の活用などにより，新たな産業の振興と雇用の創出を図る。
- ・ また，これまで培ってきたアジアとの関係や環境技術・福祉のノウハウ等も活かしながら，福岡を拠点にアジア展開をめざす国内企業や，国内展開をめざすアジア企業の実験的・モデル的事業の開始を支援促進するなど，挑戦する人や企業を呼び込み，集積を図る「スタートアップ都市」づくりを進める。

2 行財政改革について

本市では、かつて社会資本整備を集中的に行った結果、市民生活の向上に寄与する多くの資産が形成された反面、多額の市債残高を抱えることになり、財政の硬直化の一因となっている。このような状況の中で、本格化する少子高齢化や公共施設等の老朽化による財政需要の増大が避けられない。

こうした厳しい財政見通しにあっても、本市がめざすまちづくりのため、重要事業の推進や新たな課題への対応に必要な財源を確保しつつ、効率的で筋肉質な市役所を構築していくことが重要となっている。

平成26年度においては、局・区の自律経営を本格的に実施することとしており、局区長のリーダーシップのもと、そのマネジメントをサポートする体制を構築し、職員同士、また、市民と職員との対話による「納得と共感」を得ながら、「行財政改革プラン」における取組みの基本的な方針に基づき、改革実行計画を着実に実行するものとする。

<行財政改革プラン>

【取組みの基本的な方針】

(1) 市民の納得と共感

- ・ 市政に関する情報を、課題も含め、多様な手法で分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、市民の声を真摯に受け止め、双方向のコミュニケーションによる対話を重ねる。
- ・ そのうえで、市民の視点に立ち、ICTを活用しながら、手続きの利便性を改善・向上するとともに、社会構造の変化に対応した地域との共働、NPOなどとの共働によるまちづくりを推進する。

(2) 健全な財政運営

- ・ 限られた財源の中で事業の「優先順位の最適化」を行い、市民生活に必要な行政サービスを確保しつつ、重要施策の推進や新たな課題に対応するために必要な財源を確保する。
- ・ 将来世代への過度な負担を残さないよう、市債残高を縮減する。

(3) チャレンジする組織改革

- ・ トップマネジメントのもと、局区の自律経営が発揮されるよう、ガバナンス改革を行うとともに、職員間のコミュニケーションを活発にし、職員の力を組織の力として最大限に発揮する。
- ・ 職員一人ひとりの仕事に対する意欲を向上させ、職員の力を高め、引き出すとともに、法令遵守や公務員倫理の確立・徹底を図り、不祥事が発生しない組織づくりを行う。

Ⅲ 平成26年度組織編成方針

1 基本的な考え方

「行財政改革プラン」の柱の一つである「チャレンジする組織改革」の実現に向け、市長・副市長のトップマネジメントのもと、各局区長はリーダーシップを発揮し、各局・区の自律経営を推進していくものとする。

また、各局区長は、経営資源が限られている中、新たな組織編成手法を効果的に活用し、組織力の最大化をめざすものとする。

(1) 各局・区の自律経営の推進

平成26年度組織編成においては、各局・区が限られた経営資源を活用し、現場に即した弾力的な組織体制を構築できるよう、各局区長へ組織編成権限を移譲するとともに、人件費をベースとしたポイント制定員管理による新たな組織編成手法を導入する。

同時に、各局区長のマネジメントをサポートする仕組みを構築するため、各局・区における部長の役割を見直し、各局区長の補佐体制の充実を図るものとする。

各局・区においては、従来の施策や組織体制に拘束されず、福岡市の将来を見据えた新たな施策や現に市民のためになすべき、さしせまった新規施策等について、現場からの発想や提案を十分に汲み取り、各局区長の責任と権限のもと、見直しを行い必要な資源を生み出すなど、自律経営を一層推進するものとする。

また、職員の大量退職の機会を捉え、より簡素で効率的な組織体制を実現できるよう、事務事業の委託化などの執行方法の見直しはもとより、廃止も含めた検討を進め、平成26年度に実施可能なものについては確実に取り組むものとする。

(2) 新たな組織編成手法による自律的な組織体制の構築

ア ポイント制定員管理による組織編成

職員、嘱託員の人件費を局・区毎にポイント換算し、ポイント管理による総人件費の抑制を図りながら、各局区長の責任と権限で、柔軟に組織編成が行えるよう、ポイント制定員管理による新たな組織編成手法を導入する。

各局・区においては、配分されたポイントの範囲内で、新たな組織編成手法の特徴を活かしながら、業務の質と量に見合った効率的・効果的な組織体制となるよう編成に取り組むこと。

また、区における総合行政の推進を図っていくためには、区と局の連携、協力が欠かせないことから、区の組織編成にあたっては、区と局の間で事前に十分協議、調整等を行うこと。

イ 新たな雇用形態となる嘱託員の活用

人件費を抑制しつつ、組織力を最大化させるため、新たな雇用形態となる嘱託員（以下「新設嘱託員」という。）を平成26年度から導入する。

各局・区においては、現在、職員等が行っている業務について、業務の専門性に着目したうえで点検を行い、比較的専門性が低い業務やマニュアル等で対応可能な定型業務については、新設嘱託員への切り替えを積極的に行い、業務に見合ったより効率的な職員配置を進めること。

ウ 局区長の補佐体制の充実

各局・区の自律経営を推進するためには、各局区長のマネジメントをサポートする仕組みを構築することが重要である。

このため、各局・区の部長は、局・区の経営の責任者の一人として、局・区全体を見渡し、局・区の課題解決や目標達成のため、局区長のマネジメントを補佐する役割を新たに担うこととする。

各局・区の部長においては、平成26年度組織編成にあたって、関係局・区・部間の調整役となり、局区長を補佐すること。

2 平成26年度組織編成における各局・区の実施事項

（1）事務事業の選択と集中の着実な推進

P D C A方式の徹底を図りながら、真に必要な施策・事業への重点化や事業手法の工夫・見直し等に積極的に取り組み、目標実現のための事務事業の選択と集中を着実に推進すること。

（2）組織の最適化

職員、嘱託員、臨時的任用職員については、事務事業の効率化や総人件費抑制等の観点から、業務の質に着目し、職の必要性、人員数、報酬額の妥当性について、改めて検証・見直しを進めるとともに、新設嘱託員への切り替えの可能性についても、積極的に検討を行うこと。

（3）民間活用の推進

市民ニーズや社会情勢の変化等を的確に把握しながら、行政として実施すべき事業であるのか十分検討を行い、事業の廃止や民間への移譲など、適切に対応すること。

引き続き行政において直接実施する必要がある事業であっても、効率的な実施体制となっているか検証を行い、民間活用についても十分検討すること。

(4) 組織の大括り化

組織の大括り化については、部署の規模や所掌事務が拡大することにより、

ア 意思決定、指揮命令の迅速化

イ 緊急時や年間業務の平準化への対応

ウ 職員の視点、発想、意識の広がり

エ 所属内でのノウハウ承継、人材育成の強化

などの効果が期待される場所である。

各局・区においては、各部・課・係（主査）の業務内容と組織規模を総点検のうえ、小規模体制の部署、親和性のある部署同士などについては、統廃合などの見直しを積極的に行い、組織の簡素化・大括り化を進めること。

(5) 公の施設のあり方や管理運営方法の見直し

すべての公の施設について、簡素で効率的な組織編成の観点から、施設自体の必要性やあり方の点検を行い、設置目的が薄れた施設、市民ニーズの低下により利用が相当期間低迷している施設、民間と競合する施設、近隣に類似の施設が立地している施設、老朽化が著しい施設などについては、廃止、統合、転用、民営化など抜本的な見直しを検討すること。

直営施設の管理・運営のあり方を見直すとともに、指定管理者制度の活用について積極的に検討すること。

すでに指定管理者制度を導入している施設についても、民間事業者の能力が最大限に発揮され、住民サービスの向上が図られているかどうか、改めて検証・検討を行い、制度のメリットを生かせるよう取り組むこと。

また、現在、非公募により外郭団体が指定管理者となっている場合は、公募を検討するとともに、当該団体の今後のあり方についても十分に検討すること。

(6) 外郭団体の適正管理

外郭団体については、第3次外郭団体改革実行計画の中で、“団体数及び財政的・人的関与の最小化”を目標としている。

所管局においては、各団体が行う事業の必要性や団体そのものの存在意義、団体の組織及び福岡市からの職員派遣の必要性について、引き続き検証・見直しを行うこと。

(7) 事務処理誤り防止のためのチェック体制の強化

最近、定期監査をはじめとして、多くの事務処理において、様々な誤りが指摘されているところである。

事務処理誤りは指摘されている事案に止まらず、潜在的に、さらに多く存在している可能性がある。

また、指定管理者制度についても、指定管理者による不適切な管理運営を監査等で指摘を受けるなどの事例が後を絶たない。

各局区長においては、事務処理誤り防止のため、部下職員の指導に努めるとともに、嘱託員の活用などを含め、総務担当課におけるチェック体制の強化について検討されたい。

3 平成26年度組織編成における各局・区の総定員数等

平成26年度組織編成においては、局区長の責任と権限のもと、各局・区の自律経営が発揮されるよう、配分されたポイントの範囲内で、施策・事業の達成に向け、組織の力が最大となるよう組織体制を構築すること。

配分されたポイントの範囲内で組織編成を行った場合は、原則として、各局・区の原案どおりとする。

IV 平成26年度予算編成方針

1 基本的な考え方

平成26年度は、新しい総合計画に沿った施策・事業を着実に推進し、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざし、新しい時代の都市づくりに取り組んでいく必要がある。

このため、厳しい財政状況においても、市債残高の縮減など財政規律を保ちつつ、重点事業をはじめ特に取組みを強化すべき真に必要な施策・事業を積極的に推進することにより、財政規律と投資のバランスを図りながら、福岡という都市の価値を戦略的に高める予算を編成する。

(1) 財政収支の見通し

平成26年度の本市の歳入見込みについては、景気回復の進捗等に伴い、市税収入は増加すると見込まれるものの、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は減少が見込まれることから、一般財源総額は、平成25年度とほぼ同程度を見込んでいるが、今後の景気動向や地方財政制度の動向等によっては、一般財源に大幅な変動が生じることが考えられるところである。

一方、歳出については、扶助費など社会保障関係経費の増加などにより、義務的経費に要する一般財源の大幅な増加が見込まれるところである。

このため、今後の予算編成過程において、歳入の精査や歳出の調整を行い、財政収支の均衡を図るものとする。

(2) 重要施策の着実な推進

このように財政収支の見通しが極めて厳しい中においても、「住みやすいまち」と評価される福岡市の魅力や活力を維持し、将来にわたって発展させていくためには、住みやすさに更に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と投資を呼び込むことにより、都市の成長と税収の増加を図り、更に生活に質が高まるという好循環をつくっていく必要がある。

このため、各局・区が自律的に行政運営の効率化や事務事業の徹底した見直しを図るとともに事業の一層の重点化を推進しつつ、政策推進プランに掲げる重点事業や、政策推進プランに基づく施策のうち平成26年度に取組みを強化すべき事業分野の施策については、積極的な推進を図るものとする。

(3) 各局・区の自律経営の推進

財政状況が厳しい中であっても、市民ニーズを的確に把握し、新たな課題に効果的・効率的に対応していく必要があることから、より現場に近い局・区の権限と責任において、自らの意思判断に基づく自律的・能動的な経営資源の活用が求められている。

このため、重点事業を含めた裁量枠として局区長マネジメント経費を配分し、市長・副市長のトップマネジメントのもと、自律的にビルド・アンド・スクラップに努め、優先順位の最適化を図ることとする。また、各局・区の自律経営を支援するため、各局・区の自発的な行政改革や財政的效果につながる取組みを促進する行財政改革推進経費や、平成26年度に取組みを強化すべき事業分野の施策の推進を図る強化施策推進経費を設ける。

(4) アセットマネジメントの推進

今後既存施設の老朽化が進み、更新の対象となる施設が急速に増加していくことから、アセットマネジメントに取り組み、将来にわたって安全性や利用者満足度を確保しつつ、長期的な観点から施設に要する費用を低減させる必要がある。このため、アセットマネジメント経費に配分する一般財源の確保に最大限努めているところである。

各局は、計画的かつ効率的な維持管理による施設の長寿命化や施設の有効活用、更新需要の平準化などに取り組むものとする。

2 総括的事項

局・区予算原案の作成にあたっては、歳入面においては、市税をはじめとした収入率の向上に積極的に取り組むとともに、様々な工夫を凝らし多様な財源を確保していく必要がある。歳出面においては、市民や地域などのニーズを的確に反映しながら、経常的経費について徹底した見直しを行うとともに、人件費総額についても着実に抑制を図る。また、組織のスリム化や外郭団体の見直し、企業会計・特別会計における経営改善など行政運営の効率化に積極的に取り組む必要がある。

市債残高については、発行額の抑制に取り組み着実に減少させているが、引き続き発行額の抑制が求められる水準にあり、財政の健全性を確保していくため、市債の発行を抑制し増発はできるだけ避け、市債残高の更なる縮減を図るものとする。

(1) 予算編成上の経費区分等

一般会計の予算編成上の経費区分を「戦略的都市経営推進経費」、「局区長マネジメント経費」、「アセットマネジメント経費」、「個別調整経費」及び「義務的経費」とする。

ア 戦略的都市経営推進経費

(ア) トップマネジメント経費

トップマネジメント経費は、緊急性や戦略性の高い課題への対応など、市長・副市長が後日指示する事項（トップマネジメント）に的確に対応するために必要な経費とする。

(イ) 強化施策推進経費

強化施策推進経費は、平成26年度に取組みを強化すべき施策として指定する事業分野の施策の推進に要する経費（新規・拡充に限る。）とし、各局・区においては所要額を見積もり、予算見積書を提出するものとする。

なお、強化施策推進経費に係る財源は、別枠として留保する当該経費予算枠に係る一般財源の範囲内で決定する。

(ウ) 行財政改革推進経費

行財政改革推進経費は、行政改革や財政的効果につながる取組みなどに要する経費とし、各局・区においては所要額を見積もり、予算見積書を提出するものとする。

なお、行財政改革推進経費に係る財源は、別枠として留保する当該経費予算枠に係る一般財源の範囲内で決定する。

イ 局区長マネジメント経費

局区長マネジメント経費は、局・区の自律経営機能の発揮を促すため重点事業も対象とし、財源見通しや個別調整経費等へ充当する財源を勘案し決定した一般財源を配分する。各局・区は、配分された一般財源の範囲内で、経営感覚を発揮し、歳入確保にも努めながら、主体的に局・区予算原案を作成する。

ウ アセットマネジメント経費

アセットマネジメント経費は、財源見通しや個別調整経費等へ充当する財源を勘案し決定した一般財源を配分する。各局は、配分された一般財源の範囲内で、公共施設の計画的な維持管理による施設の長寿命化を進めるため、経営感覚を発揮し、歳入確保にも努めながら、主体的に局予算原案を作成する。

エ 個別調整経費

個別調整経費は、時に政策判断を要し予算が大きく増減する事業や、法令や制度の改正、対象者の増減等に伴い予算が大きく増減する事業、事業の推進又は方

向性が政策決定された大規模施設建設や大会、イベントなどで、事業進捗により一時的に多額の経費を要する事業、その他事業費の増が見込まれ、金額の精査が必要な前記に含まれない事業で、他の経費区分によりがたいものとして別途指定する事業に要する経費とし、各局・区においては所要額を見積もり、予算見積書を提出するものとする。

なお、個別調整経費に係る財源は、別枠として留保する当該経費予算枠に係る一般財源の範囲内で決定する。

オ 義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定済事業（平成17年度以降に設定した投資的経費は除く。）等とし、各局・区においては所要額を見積もり、予算見積書を提出するものとする。

なお、人件費については、その抑制に向けた取組みを進め、予算に反映させていくものとする。

（2）各経費の調整等

上記（1）イ及びウの経費については、所要の確認を行い、必要に応じて内容の調整を行うことがある。

また、市債残高の縮減や市債発行額の抑制の観点から、必要に応じて各局の市債見積額について調整することがある。

さらに、今後の景気や地方財政制度の動向等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には、減額を含めた配分の調整を行うことがあるので留意すること。

3 当初予算の見積り及び局・区予算原案作成に際しての留意事項

（1）予算見積り及び局・区予算原案作成に際して求められる基本的姿勢

平成25年6月に策定した「行財政改革プラン」の基本的な考え方に基づき、限られた財源の中で事業の優先順位の最適化を図るため、平成26年度当初予算編成においては、下記の事項にも十分留意した上で、局区長マネジメント経費やアセットマネジメント経費の予算原案及び強化施策推進経費や行財政改革推進経費、個別調整経費に係る予算の見積りの作成を行うこと。

ア 重点事業等の推進

施策・事業の選択と集中を徹底して重点化を図り、特に政策推進プランに掲げる重点事業や、政策推進プランに基づく施策のうち平成26年度に取組みを強化すべき事業分野の施策について、局区長マネジメント経費において新規事業の構築や既存事業の拡充を図るなど、積極的に推進すること。

平成26年度に取組みを強化すべき事業分野の施策について、局区長マネジメ

ント経費によりがたい新規・拡充の取組みに要する経費に限っては、局長マネジメント経費を上回る所要額について強化施策推進経費で見積もることとする。

イ 施策・事業見直しの徹底

行財政を取り巻く厳しい環境を十分認識し、「ビルド・アンド・スクラップ」の精神で、重点事業など福岡市の成長戦略を実現するために必要な施策・事業に要する財源を確保するため、費用対効果や優先順位を厳しく吟味し、施策・事業の見直しを徹底するとともに、存続する意義の乏しい事業や効果が不透明な事業について廃止、縮小を行うなど、大胆かつ抜本的な見直しを行うこと。

また、施設運営経費や各種サービス経費の効率化をはじめとした事業手法・内容や執行方法の見直しなどにより歳出の無駄を排除し、徹底した行政コストの縮減など行政運営の効率化に向けた不断の見直しを図ること。

施設の維持・更新については、今後、高度経済成長期や政令市への移行に伴い集中的に整備された公共施設の大量更新が必要となってくるが、特に大規模施設の建替え等にあたっては、平成24年3月策定の「官民協働事業（PPP）への取り組み方針」に基づき、PFIやPPPなど民間活力の導入を検討すること。

行政改革や財政的效果につながる取組みなどに要する経費で、局区長マネジメント経費によりがたい取組みに要する経費については、行財政改革推進経費で見積もることとする。

ウ 歳入の積極的な確保

各局・区は、自律経営の視点に立ち、事業の実施にあたっては、自らが保有する市有財産の活用を図り可能な限り財源の確保に努めるとともに、寄付の積極的受入れなどによる収入の確保を図ること。

財産の活用にあたっては、対象となる財産の特性を踏まえた最適な活用手法やノウハウをもつ民間との共働による活用手法の導入を図り、広告収入や屋上等遊休スペースの活用などにより収入の確保に努めるとともに、移転跡地など利用目的のない財産について売却を検討するなど、創意工夫を凝らし、効果的・効率的な活用に努めること。

エ 関係局・区・部間の連絡調整

各局区部長にあつては、局・区の横断的な政策課題等に的確に対応するため事前に関係局・区・部間で協議、調整を十分行うこと。

オ 区役所の意見の反映

各局は、区関連事業について、市民が真に必要とする事業の選択を徹底するため、市民生活の総合的な窓口として市民・地域に密接に関連する業務を行う各区

の意見を踏まえること。

さらに、区役所の機能強化等の観点から、各局の事務事業のうち、区が事業主体となるほうが、市民サービスの向上に効果的なもの又は効率的なものについては、予算執行を区へ委ねるなど、区が地域の課題に主体的に取り組めるよう、事前に関係局・区間で協議、調整を行うこと。

カ 国・県との財政秩序の維持

今後の国・県の動向に十分留意し、国又は県の諸改革により補助制度などの廃止、縮小が行われた場合には、事業の必要性等について徹底的に吟味し、別途財源措置が確実に見込まれるものを除き、事業の廃止又は事業量の縮減により対応することとし、安易な単独事業への振替は行わないこと。

加えて、国又は県と市の役割分担の領域を明確にするとともに、経費負担の適正化を図り、福岡市がその責務として取り組むべき課題については、今後ともの確に対応していくこと。

また、県との財政関係において、指定都市のみが除外又は他の自治体と取扱いを異にされている県単独補助事業については、その不公平な取扱いの見直しを求めていくこと。

キ 特別会計、企業会計及び外郭団体の経営改革

行財政改革プランに基づき、特別会計、企業会計については、民間委託の推進や組織見直しなどによる効率的な事業推進や経費の節減、サービス向上による増収など、自立した経営の確立をめざし、経営改革を一層進めること。

予算原案の作成にあたっては、特に一般会計から支出する繰出金、出資金、負担金、補助金について、そもそも一般会計が負担することの妥当性について再点検を行い、抜本的な見直しを行うこと。特に、基準外繰出については、ゼロベースで見直すこと。

また、市が財政支出を行っている外郭団体については、自主性・自立性に立脚した経営改革の取組みを求めるとともに、外郭団体で事業を行うことの妥当性の視点も踏まえ、市財政負担のあり方を見直すとともに、経費を見直し、徹底的な縮減を図ること。

(2) 財源の配分等

平成26年度当初予算編成における、「強化施策推進経費」や「行財政改革推進経費」、「個別調整経費」の予算見積りの基準及び、「局区長マネジメント経費」や「アセットマネジメント経費」、「義務的経費」に係る各局・区へ配分する一般財源額並びにその他予算編成上の留意事項等については、財政局長から別途通知させる。